

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 山 本 哲 也  
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成22年7月28日 03時00分ごろ
発生場所	北海道積丹町神威岬北西方沖 神威岬灯台から真方位320° 31海里付近 （概位 北緯43° 43.9′ 東経139° 53.7′）
事故調査の経過	平成22年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八大光丸、198トン HK1-1367（漁船登録番号）、有限会社大光水産 31.87m (Lr) × 6.54m × 3.25m、鋼 ディーゼル機関、595kW（連続最大）、昭和60年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成2年3月29日 免状交付年月日 平成21年4月13日 免状有効期間満了日 平成27年4月13日 機関員A 男性 52歳
死傷者等	死亡 1人（機関員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長ほか13人が乗り組み、漁ろう長が単独で船橋当直に就き、約8ノットの対地速力で北進中、船長が、船尾甲板において、機関員Aを含む8人の乗組員と共にかに籠の投入作業を行っていた。</p> <p>機関員Aは、船尾甲板の後部左舷側でかに籠を‘船尾ブルワークの切り通し部’（以下「本件切り通し部」という。）付近に置く作業をしていたところ、平成22年7月28日03時00分ごろ、かに籠に取り付けられた枝縄に足を取られて身体のバランスを崩し、前のめりとなって右舷方に倒れこみ、かに籠に身体を押されるような態勢で本件切り通し部から落水した。</p> <p>船長は、機関員Aが落水したのを目撃し、急いで船橋の漁ろう長に本船を停止するように伝えて海面を捜索する一方、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船、僚船及び海上保安庁の巡視船などが付近海域を捜索したが、機関員Aを発見することができず、後日、死亡と認定された。</p>
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南西、風力 3、視界 不良 海象：海上 平穏、水温 約20℃

<p>その他の事項</p>	<p>船尾甲板は、木甲板が張られており、両舷側の内側に甲板上からの高さが約1.47mのブルワークが設置されていた。また、かに籠を投入するための本件切り通し部は、甲板上から上縁までの高さが約20cmであり、幅が約70cmであった</p> <p>本船の幹縄は、径が約2.8cm、長さが約5,600mであり、かに籠は約33mおきに取り付けられるようになっていた。</p> <p>本船のかに籠は、重さが約10kgであり、約5mの枝縄が取り付けられており、枝縄を幹縄に結んで本件切り通し部にかに籠を置くと、海中に延出した幹縄に引っ張られて投入されるようになっていた。</p> <p>船員労働安全衛生規則によれば、甲板上で漁ろう作業に従事する際は、命綱又は作業用救命衣を着用することになっていた。</p> <p>本船の安全担当者である船長は、乗組員に対して作業中は救命胴衣を着用するよう指導していたが、本事故当時は暑かったため、機関員Aを含む2人の乗組員は救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>機関員Aは、健康状態は良好であったが、泳げなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>機関員Aは、落水して行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>本船は、神威岬北西方沖において、かに籠を投入しながら北進中、船尾甲板後部左舷側でかに籠を本件切り通し部付近に置く作業を行っていた機関員Aが、身体のバランスを崩し、前のめりとなって右舷方に倒れ込んだことから、投入されるかに籠に身体を押されて落水したものと考えられる。</p> <p>機関員Aは、かに籠に取り付けられた枝縄に足を取られたことにより、身体のバランスを崩した可能性があると考えられる。</p> <p>機関員Aが救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、神威岬北西方沖において、かに籠を投入しながら北進中、船尾甲板の後部左舷側でかに籠を本件切り通し部付近に置く作業を行っていた機関員Aが、身体のバランスを崩して右舷方に倒れ込んだため、投入されるかに籠に身体を押されて落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止又は被害の軽減のために役立つと考えられる事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁ろう作業中の命綱又は作業用救命衣の着用</li> </ul>	